

平成26年度第4回宮城県建築審査会議事録

開催日時：平成27年1月20日（火） 午後4時

開催場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席者等

宮城県建築審査会委員

会長 石坂 公一

委員 柴田 明雄

委員 伊藤 恒幸 （議事録署名委員）

委員 大瀧 正子 （議事録署名委員）

委員 今野 薫

委員 高橋 直子

委員 柳澤 陽子

事務局

建築宅地課長 千葉 晃司

副参事兼課長補佐（総括） 千葉 義明

技術副参事兼技術補佐（総括） 小野寺 邦之

技術補佐（班長） 小野 貢

主任主査 岩崎 力久

技 師 横田 純

傍聴人

0名

会 議 次 第

1 開 会

2 議 事

第1号議案 建築基準法第48条第6項ただし書の規定による建築物の用途制限の
例外許可に対する同意について（南三陸町）

報 告 事 項 審査会事前同意基準に基づく建築基準法第43条第1項ただし書許可
及び建築基準条例第13条第1項承認について

3 そ の 他

4 閉 会

会 議 の 概 要

- 事務局
(岩崎) それでは、定刻となりましたので会議を始めさせていただきます。
- 事務局
(岩崎) 本日の会議の定足数ですが、7名の委員の出席をいただいております。定足数の4名を超えておりますので、宮城県建築審査会条例第4条の規定により、会議が有効に成立していることをご報告いたします。
- それでは議長、開会をお願いいたします。
- 議長 < 開 会 >
ただいまから平成26年度第4回宮城県建築審査会を開催いたします。
今回の審査会の傍聴者はいらっしゃいますか。
- 事務局
(岩崎) いいえ、いらっしゃいません。
- 議長 < 議事録署名委員の指名 >
議事に入る前に、本日の議事録署名人の指名をさせていただきます。
本日の議事録の署名を、伊藤委員と大瀧委員にお願いします。
- 議長 < 審 議 >
それでは、宮城県知事から諮問されております案件について審議を行います。
はじめに、本日の案件の概要について、事務局から説明願います。
- 事務局
(課長) 本日の案件は、議案1件と報告事項でございます。
第1号議案は、建築基準法第48条第6項ただし書の規定による建築物の用途制限の例外許可に対する同意についての案件で、南三陸町における水産加工工場の建築についての議案でございます。平成25年11月の審査会でご審議いただいた案件ですが、許可後に建築計画の見直しがあり、付属棟が追加されたことから、再度、許可をするためにご審議いただくものです。
また、報告事項といたしまして、事前同意基準に基づく許可状況についての報告でございます。
それでは、御審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議長 < 第1号議案の審議 >
まず、個別の案件について審議いたします。
第1号議案について、事務局から説明願います。

事務局 (班長)	(第1号議案について説明)
議長	ただ今の説明について、委員の先生方、御質問、御意見等ございませんか。
議長	これは、前回申請しわすれたのですか。
事務局 (班長)	その後に計画を見直したものです。
議長	ボイラー室と排水処理室を新たに造るということですが、水産加工工場を造る時に、こういうものは必要であれば当然ながら、一番最初から計画されてしかるべきものだと思いますが、どうして後になってきたのかよくわからないのですが。
事務局 (班長)	当初は中に含まれていたものです。今回、計画の見直しで外に出すものです。
議長	別棟にするということですか。
事務局 (班長)	はい、そうです。
今野委員	確認を1つさせていただきたいのですが、地図上の復興産業集積区域、この全域を1社でお使いになられるというような図面の見方でよろしいのですか。
事務局 (班長)	そうです。復興産業集積区域は2か所ありまして、その北側について全域を1社でということになります。
議長	それでは、この件につきましては同意することに御異議ありませんか。
委員一同	(異議ありません。)
議長	御異議がないようですので、この件に関しては同意することとします。
	< 報告事項 >
議長	次に、事前同意基準に基づく許可状況について、事務局から報告願います。
事務局 (岩崎)	(事前同意基準に基づく許可状況について報告)

議 長	ただ今の報告の説明について、委員の先生方、御質問等はありませんか。
議 長	御質問がなければ、以上で本日の議事は終了といたします。
議 長	続いて、その他に移ります。
議 長	<p>< 名取市復興推進計画について ></p> <p>それでは、(1)の名取市復興推進計画について、事務局から説明願います。</p>
事務局 (課長)	(名取市復興推進計画について説明)
議 長	ただ今の報告について、委員の先生方、御質問等はありませんか。
柴田委員	一種住居地域に工業地域で立地できるものができる、随分大幅に緩和していますよね、名取市で一種住居地域ではなく、もう少し用途地域を変えることも必要ではないのでしょうか。
事務局 (課長)	<p>貞山運河を境にしまして、西側で土地区画整理事業を進めておりまして、その地域の合意を形成しながら、今後、用途地域の変更を具体化していくということになっております。</p> <p>運河の東側については、現在、災害危険区域が指定されております。今後、居住することはなかなか難しいということで、工業系の土地利用を図るということ自体は決まっておりますので、そういう中で、用途地域変更のスケジュール、災害危険区域が指定されているということから、こういう計画の策定で許可にもっていくということで、よろしくご理解いただきたいと思っております。</p>
柴田委員	この地図では、宅盤のようになっていますが、この辺に住宅は建たないということですね。
事務局 (課長)	もうほとんど被災地となっています。
柳澤委員	ここは非居住区域になってますよね。非居住区域にして、一種住居地域を残すのですかね。いずれ変更になるのですか。
事務局 (課長)	土地区画整理事業のスケジュールに合わせながら手続きが必要なので、今回、このような手続きとしております。

議 長	ゆくゆくは工業系の用途に入れ替えるということですか。
事務局 (課長)	はい、なります。
柳沢委員	先程の南三陸の紫の帯のところ為準工業地ですよ。そこから外れてということは、紫色のところは全部埋まってしまって、やむを得ずここも使っていいよということなのではないでしょうか。
事務局 (岩崎)	沿道ですので、埋まっているとか、なかなか取得できない状況になっているものです。こちらでも災害危険区域がかかっているのと同じような状況になるかと思いますが、町の方で用途地域の変更を進めているものの、まだ時間がかかるということで許可を取得するものです。
柳澤委員	このオレンジ色の第二種住居地域もいずれ用途地域の変更になるということですか。
事務局 (班長)	推進計画を参考資料の7ページにつけておりました、その下から4行目に「用途地域を現行の第二種住居地域から準工業地域に見直すことを予定しています」とあります。
柳澤委員	変えるのですね。名取も同じようなお話ですね。
	< 建築審査会開催日程の確認 >
議 長	続いて、次回の建築審査会の日程についてお願いします。
事務局 (岩崎)	<p>次回の審査会の日程についてですが、原則として奇数月の第3火曜日に開催となっておりますので、平成27年3月17日(火)午後4時からの開催ということによろしいでしょうか。</p> <p>・・・・委員方確認等・・・・</p> <p>なお、日程の変更が必要になった場合は、事務局が連絡調整を行いますので、よろしくをお願いします</p>
議 長	<p>それでは、本日の審査会はこれで終了いたします。</p> <p>御苦勞様でした。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">< 終了時刻 午後4時30分 ></p>